

株 主 各 位

東京都台東区寿四丁目1番2号
株式会社 三栄コーポレーション
代表取締役 小 林 敬 幸
社 長

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法のご案内」（3頁）に従いまして、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階 北斎
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目 的 事 項

- | | |
|---------|--|
| 報 告 事 項 | 1. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
|---------|--|

- | | |
|---------|-------------------|
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 監査等委員でない取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

1. ご来場に際してのお願い

- 開会(午前10時)間際は、会場受付が大変混雑しますので、お早めにご来場ください。
- 大きなお荷物(キャリーバッグなど)をお持ちの方は、会場受付付近のクロークをご利用ください。
- 当日のご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人または代理人(議決権を有する株主様)の方1名に限ります。
- カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ご出席いただいた株主様にお土産をご用意しております。なお、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご出席の株主様一人に対し1つとさせていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

2. ウェブサイト掲載のご案内

- 株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。監査等委員会および会計監査人は、ウェブサイトに掲載されている事項も監査しております。
 - ① 連結注記表 ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ② 個別注記表 ④ 株主資本等変動計算書
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.sanyeicorp.com/>

3. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。議決権行使は、以下の3つの方法がございます。株主総会参考書類（39～50頁）をご検討の上、議決権行使をお願いいたします。

株主総会にご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会開催日時・会場

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

第一ホテル両国
5階 北斎

※末尾の会場ご案内図を
ご参照ください。

受付開始予定時刻：午前9時

株主総会にご出席いただけない株主様

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

※各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

※行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早目にご投函くださいますようお願いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

●賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
●否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

インターネットで議決権を行使される場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分受付分まで

詳細は4～5頁をご覧ください。

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○

議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○

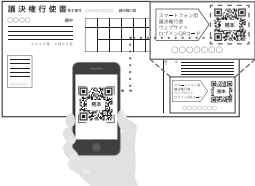
4. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによ
ってのみ可能です。スマートフォンとパソコンでご利用いただけます。携帯電話専用サイトは開設しておりませ
んのでご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

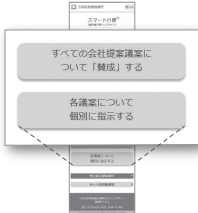
(1)スマートフォンでの議決権行使の手順

①



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

②



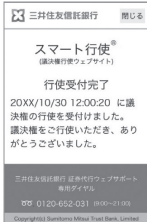
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

③



画面の案内に従って
各議案の賛否をご入力ください。

④



確認画面で問題がなければ
「この内容で行使する」ボタンを
押して議決権行使完了！

議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(2)パソコンでの議決権行使の手順

①

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセス！

②

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック！

③

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック！

▶▶ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご留意事項

- ※複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、ご投函された議決権行使書用紙の到着とインターネットによる議決権行使が同日内にあった場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景として、雇用・所得環境の改善傾向が持続するなど、概ね緩やかな景気回復基調を辿りました。しかしながら、中国経済の減速や難航する英国のEU離脱交渉、あるいは日米通商協議に向けた米国の強気の姿勢など、日本経済を取り巻く外部環境の不透明感の高まりに、年度末にかけて一部に景気の足踏み状態入りを指摘する声が伝えられるなど、景気の先行きに不確実性が高まりました。

当社グループは、お客様のブランド商品を製造・品質管理・物流まで一貫して提供するOEM事業と、OEM事業で培ってきた海外ビジネスの知識と経験を活用し、自社ブランドや海外の秀逸なブランドを販売するブランド事業という二つの事業の相乗効果を追求するビジネスモデルを展開しておりますが、当連結会計年度のOEM事業は、欧米向け家庭用品の売り上げが大幅に減少したことにより減収となりました。ブランド事業については、ドイツのコンフォートシューズブランド「B I R K E N S T O C K (ビルケンシュトック)」等を販売する(株)ベネクシーや、ドイツテーブルウェアブランドの「V i l l e r o y & B o c h (ビレロイ アンド ボッホ)」等を取扱う(株)エッセンコーポレーションなどの売り上げが減少しましたが、ベルギー発のプレミアム・カジュアルバッグブランド「K i p l i n g (キプリング)」を販売する(株)L & S コーポレーションや自社ブランド「M I N T (ミント)」などの家具・インテリアのネットショップの売り上げが順調に積み上がったことから、ブランド事業全体では僅かながら増収となりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高につきましては、前期比4.9%減少の425億1千3百万円となりました。利益面につきましては、売上高が減少したことを主因に売上総利益は前期比7億5千5百万円減少の121億2千8百万円となりました。営業利益につきましては、広告宣伝費や保管料などの販売費が増加したこと、また、不要不急の経費削減に努めたものの、新基幹システム導入に伴う減価償却費の増加やブランド事業における店舗拡充に係る諸経費の増加などにより一般管理費も増加したことから、前期比9億3千1百万円減少の7億5千2百万円となりました。経常利益につきましては、前期比10億5百万円減少の8億2千7百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期比6億3千7百万円減少の1億9千5百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

（家具・家庭用品事業）

当報告セグメントの売上高は、前期比14.0%減少の198億2千万円となりました。OEM事業では、国内向け家具の売り上げは増加しましたが、欧米向け家庭用品の売り上げが大幅に減少したことを主因に減収となりました。ブランド事業は、「M I N T (ミント)」などの家具・インテリアのネットショップの売り上げは増加しましたが、ドイツテーブルウェアブランドの「Villeroy & Boch (ビレロイ アンド ボッホ)」等を取扱う㈱エッセンコーポレーションの売り上げは減少しました。

セグメント利益については、売上高の減少に加えて売上総利益率も低下したことから、前期比8億5千4百万円減少の4億5千1百万円となりました。

（服飾雑貨事業）

当報告セグメントの売上高は、前期比8.2%増加の148億1百万円となりました。OEM事業では、国内向け海外向けがともに売り上げ増加となりました。ブランド事業においては、ドイツのコンフォートシューズブランド「B I R K E N S T O C K (ビルケンシュトゥック)」等を販売する㈱ベネクシーの売り上げは減少しましたが、ベルギーのプレミアム・カジュアルバッグブランド「K i p l i n g (キプリング)」を販売する㈱L & S コーポレーションの売り上げは卸売りの販路拡大を背景に増加しました。

セグメント利益については、売上高は増加したものの、売上総利益率が低下したことから、前期比1千2百万円減少の5億9千5百万円となりました。

（家電事業）

当報告セグメントの売上高は、前期比2.7%増加の58億2千万円となりました。OEM事業では、小物生活家電の売り上げが国内・海外ともに増加しました。ブランド事業においては、調理家電の「V i t a n t o n i o (ビタントニオ)」ブランドなどを取扱う㈱mhエンタープライズ、業務用ブレンダー「MULTICHEF (マルチシェフ)」などを取扱う㈱エス・シー・テクノの売り上げがともに減少となりました。

セグメント利益については、売上高が増加したことから、前期比1億7千8百万円増加の4億3千6百万円となりました。

セグメント別売上状況

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比
家具・家庭用品事業	19,820百万円	46.6%	△14.0%
服飾雑貨事業	14,801百万円	34.8%	8.2%
家電事業	5,820百万円	13.7%	2.7%
報告セグメント計	40,442百万円	95.1%	△4.6%
その他	2,070百万円	4.9%	△9.4%
合計	42,513百万円	100.0%	△4.9%

(2) 資金調達の状況

当社グループの主要な資金需要は、たな卸資産の購入のほか、人件費、販売費および一般管理費等の費用ならびに当社グループの設備の新設および改修等に係る投資となります。また、今後、当社グループの新たな収益源となり、企業価値向上に資するとの判断から、M&Aを含む新規事業への投資も資金需要の対象となります。

資金需要の財源といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローおよび自己資金のほか、主要取引銀行から供与された円資金借入枠に基づく借入金となります。なお、当社および国内子会社との間でCMS(キャッシュマネジメントサービス)を導入しており、これにより、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理することで、資金効率の向上に努めています。また、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に長期借入金も実行しております。

一方、当社では、為替相場変動リスクのヘッジ方法の一貫として、国内OEM取引先との間で商品代金等の決済を米ドル建てで行う契約を締結しています。このため、短期のつなぎ資金として米ドル資金が必要となりますが、その調達源として、当社では、主要取引銀行との間で中長期マルチカレンシーコミットメントラインを締結しております。これにより、今後、本邦において米ドル資金調達リスクが想定外に顕在化した場合でも、米ドル資金の流動性を確保することができま

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は6億3百万円で、この主たるものは、情報システム投資、新店舗内装工事、新工場関連投資および金型投資であります。

(4) 対処すべき課題

【営業面の強化に関わる課題】

当社グループでは事業部制を採用し、現在、家具事業部、家庭用品事業部、服飾雑貨事業部、家電事業部という4つの事業部で組織されています。各事業部は、それぞれOEM事業およびブランド事業から構成され、当社グループ各社についても、ブランド事業として、いずれかの事業部組織の一員となっています。

①OEM事業を取り巻く経営環境に基づく対処すべき課題

OEM商品については、より高い品質が求められる一方、定番となった商品を含めて常に厳しい価格競争に晒されることになるため、当社グループとしては、品質水準を保ちながら素材や調達先の見直しなどによる商品調達コストの低減、物流方法の見直しなどローコストオペレーションの推進、あるいは、既存商品のライフサイクルの見極めと新商品の開発、さらには、海外も含めて、新規OEM先の開拓にも積極的に取り組むことが課題となります。また、長年OEM事業で培ってきたノウハウを活かして、ODM推進による利益率の確保にも注力してまいります。

②ブランド事業を取り巻く経営環境に基づく対処すべき課題

ブランドビジネスにおける自社ブランドについては、市場に競合商品が出回り価格競争に陥りやすいため、たとえば、ブランドデザインやコンセプトに統一性を持たせることを通じて固定ファン層の開拓やブランド・イメージの確立など顧客満足度の向上に努めてまいります。また、海外の秀逸なブランドについては、すでに海外での知名度は高く一定のマーケットを確保しているものでも、日本ではまだ一般に知られていないケースも多く、知名度の向上や適切な販売ルートの開拓が課題となります。日本でも既に一定の知名度のあるブランドの場合で並行輸入品が国内マーケットを席巻しているケースでは、製造元とのより親密な関係を構築することで並行輸入品ルートを根絶するなど抜本的な対策を講じる必要があります。なお、既に十分な知名度とともに直営店を含む相応規模の販売店網と販売実績を挙げているブランドにつきましても、より安定した収益体質とするため、たとえば、販売店のスクラップアンドビルドによる販売体制の効率化や親和性の高いブランドの併売など、将来を見据えた種々の施策に前広に取り組んでまいります。

③事業構成

現在の当社グループにおけるOEM事業とブランド事業の比率は概ね7:3となっていますが、長期的な収益力の向上を目指すために、OEM事業以上にブランド事業を伸長させることにより、将来的にブランド事業の比率を40%～50%に引き上げることを課題としています。

④OEM事業・ブランド事業に共通する課題

将来に亘り、安定した収益基盤を確立するためには、採算性を重視した経営を追求することが課題と認識しています。現在、業務基盤システムの高度化を目的として、当社グループ全体を一つのサーバーで管理する新基幹システムの導入プロジェクトが進展していますが、2020年上半期の新基幹システムの全面稼働後は、ROIC（投下資本利益率）を重視した経営施策の導入に積極的に取り組む予定です。

【管理面の強化に関わる課題】

- ①当社グループは、将来に亘る継続的安定的な業容拡大のため、人材も重要な資産と捉えています。2018年度に導入した新人事制度のもと、今後とも、優秀な人材の安定的な確保に努めるとともに、教育・研修制度を充実させて社員教育・研修機会の創出・拡大を図ることで、経営環境の変化にも柔軟に対応できる次世代リーダーの人材育成に積極的に取り組んでまいります。
- ②当社グループでは、グループ全体として、財務管理体制やリスク管理体制を強化していくため、業務基盤システムの高度化に引き続き積極的に取り組みます。
- ③グローバルに展開する事業部制の運営効率化を管理面から支援するため、本部の管理体制のさらなるグローバル化に取り組んでまいります。
- ④当社は、2015年6月に監査等委員会設置会社に移行するとともに、複数の社外取締役を選任いたしました。当社といたしましては、監査等委員会設置会社のメリットを活かし、取締役会の監督機能を高めることを通じて、迅速・果断な意思決定ができるよう体制を強化してまいりました。加えて、2016年3月に任意の指名・報酬委員会を設置し、また取締役会評価を実施することで、さらなる「攻めのガバナンス」に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 第67期	2016年度 第68期	2017年度 第69期	2018年度 第70期 (当連結会計年度)
売 上 高	49,415百万円	49,785百万円	44,692百万円	42,513百万円
経 常 利 益	2,423百万円	2,436百万円	1,832百万円	827百万円
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	1,435百万円	1,428百万円	832百万円	195百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	606.23円	598.64円	348.47円	82.99円
総 資 産	23,047百万円	23,057百万円	25,719百万円	25,231百万円
純 資 産	11,054百万円	12,807百万円	13,437百万円	12,468百万円
1 株 当 た り 純 資 産	4,610.85円	5,319.98円	5,570.34円	5,263.43円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 第67期	2016年度 第68期	2017年度 第69期	2018年度 第70期 (当事業年度)
売 上 高	24,342百万円	24,399百万円	22,166百万円	23,722百万円
経 常 利 益	634百万円	1,742百万円	1,221百万円	349百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	323百万円	1,372百万円	610百万円	△127百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	136.39円	575.39円	255.45円	△53.90円
総 資 産	16,226百万円	16,665百万円	19,545百万円	19,477百万円
純 資 産	8,243百万円	9,838百万円	10,345百万円	9,260百万円
1 株 当 た り 純 資 産	3,434.68円	4,084.31円	4,286.40円	3,906.65円

(注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を当事業年度より適用しており、前事業年度のコ額は組替え後の金額で表示しております。

(6) **重要な子会社の状況** (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
(株) ベ ネ ク シ ー	90百万円	100.0%	ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営
(株) ペ ピ カ	100百万円	100.0%	ペットおよびペット関連用品の小売・関連サービス
TRIACE LIMITED (香 港)	HK \$ 15,000千	100.0%	生活関連用品の輸出入
三 發 電 器 製 造 廠 有 限 公 司 (香 港)	HK \$ 25,000千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品・ODM製品・自社製品の輸出
三 發 電 器 製 品 (東 莞) 有 限 公 司 (中 国)	RMB 16,693千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品の製造、家電ODM製品・自社製品の開発・製造

(注)出資比率の()内数字は、子会社が所有する比率であります。

(7) **主要な事業内容** (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社17社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活関連用品事業を主たる業としております。

当社グループの営む主要な事業内容は、次のとおりです。

事 業	主 要 な 事 業 内 容
家 具 ・ 家 庭 用 品	リビング家具、ダイニング家具の企画・製造・輸出輸入販売 キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売、テーブルウェアの輸入販売
服 飾 雑 貨	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売 ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営 ファッションバッグ等の輸入販売
家 電	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売 OEM製品の製造・輸出、ODM製品・自社製品の開発・製造・輸出
そ の 他	ペット関連用品の企画・輸出輸入販売、ペットショップの運営、動物病院の運営 輸送資材・生活雑貨等の企画・販売、業務代行業務、リエゾン活動他

(8) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都台東区	
支	社	東京都台東区	
事	業	所	福岡県久留米市

② 子会社

(株)ベネクシー	東京都港区、〔店舗〕 全国65か所
(株)mhエンタープライズ	東京都台東区
(株)L & S コーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 全国10か所
(株)ペピカ	千葉県市川市、〔店舗〕 首都圏7か所、〔動物病院〕 千葉県松戸市
(株)リリーベツト	千葉県市川市、〔動物病院〕 埼玉県さいたま市
(株)エッセンコーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 首都圏2か所
(株)サムコ	東京都台東区
(株)エス・シー・テクノ	東京都台東区
三栄興産(株)	東京都台東区
TRIACE LIMITED	香港・九龍(2か所)、中国・広州市、大連市、青島市、上海市、深圳市、台湾・台北市、ベトナム・ホーチミン市
三栄洋行有限公司	香港・九龍
三發電器製造廠有限公司	香港・九龍
三發電器製品(東莞)有限公司	中国・東莞市(工場)
三栄貿易(深圳)有限公司	中国・深圳市、東莞市
三曄国際貿易(上海)有限公司	中国・上海市

SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア・クアラルンプール市、 セランゴール州(工場)
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H	ドイツ・デュッセルドルフ市

(9) **従業員の状況** (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
744名	21名 (増)

(注) 上記の従業員のほかに、臨時従業員を年間平均547名雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	59名	3名 (増)	44歳10か月	12年 5か月
女性	38名	8名 (増)	36歳 6か月	6年 0か月
合計	97名	11名 (増)	41歳 7か月	9年11か月

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役3名および国内・海外への出向者27名は含んでおりません。
2. 上記の従業員のほかに、契約社員46名を雇用しております。

(10) **主要な借入先および借入額** (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱UFJ銀行	4,233百万円
(株) 三井住友銀行	1,627百万円
(株) みずほ銀行	700百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 **8,800,000株**
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 **2,552,946株** (自己株式208,313株を含む)
 (3) 当事業年度末日の株主数 **3,394名**
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 三 菱 U F J 銀 行	114千株	4.87%
東 銀 リ ー ス (株)	111千株	4.76%
三栄コーポレーション取引先持株会	95千株	4.09%
S M B C 日 興 証 券 (株)	75千株	3.21%
水 谷 裕 之	64千株	2.76%
(株)三 井 住 友 銀 行	63千株	2.69%
三 栄 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	51千株	2.18%
綜 通 (株)	49千株	2.12%
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	49千株	2.10%
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	42千株	1.79%

- (注) 1. 当社は、自己株式を208,313株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
 2. 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式208,313株を除いて算出しております。また、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

<ご参考> 政策保有株式の保有方針

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる企業の株式を政策的に取得・保有することを政策保有株式の方針とします。政策保有株式については、株式を安定的に保有することにより、取引関係の強化が図られることを通じて当社の企業価値向上に寄与する場合、発行企業への経営参画を通じた企業価値向上を企図する場合があります。保有による便益や経済合理性あるいは資本効率の観点から、保有の合理性を総合的に判断するため、毎年、取締役会で個別銘柄毎に定性的・定量的な検証を行います。検証の結果、継続保有に適さないと判断した政策株式については売却により縮減を進めることを方針とします。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	1名 5個 —	1名 4個 —	1名 4個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	1,000株	800株	800株
権 利 行 使 期 間	2005年7月1日から 2035年6月30日まで	2006年8月2日から 2036年8月1日まで	2007年8月2日から 2037年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 18個 —	3名 29個 —	3名 18個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,600株	5,800株	3,600株
権 利 行 使 期 間	2008年8月2日から 2038年8月1日まで	2009年8月4日から 2039年8月3日まで	2010年8月3日から 2040年8月2日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 _ 19個	4名 _ 23個	4名 _ 16個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,800株	4,600株	3,200株
権 利 行 使 期 間	2011年8月2日から 2041年8月1日まで	2012年8月2日から 2042年8月1日まで	2013年8月2日から 2043年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円	1円	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)	(注)	(注)

名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	4名 _ 21個	6名 _ 22個	6名 _ 20個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	4,200株	4,400株	4,000株
権 利 行 使 期 間	2014年8月4日から 2044年8月3日まで	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	2016年8月2日から 2046年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円	1円	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)	(注)	(注)

名称	第13回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	8名 21個 3名 6個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	5,400株
権 利 行 使 期 間	2017年8月2日から 2047年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。

- ・取締役は当社の取締役退任日の翌日から、10日を経過する日までの期間に限り行使できる。
- ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

2. 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行いました。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数は新株予約権1個につき200株となりました。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 敬 幸	代表取締役社長		
村 瀬 司	常 務 取 締 役	営 業 本 部 長 家 庭 用 品 事 業 部 長	(株)エッセンコーポレーション 代表取締役社長
清 水 誠 二	常 務 取 締 役	管 理 本 部 長 チーフ・コンプライアンス・オ フィサー (C C O)	
柴 田 涉	常 務 取 締 役		(株)L&Sコーポレーション 代表取締役社長 (株)ベネフシー代表取締役会長
佐 野 雅 彦	取 締 役	営業本部副本部長 服飾雑貨事業部長	
田 山 敬 一	取 締 役	経 営 企 画 本 部 長	
水 越 雅 己	取 締 役	営 業 本 部 長 補 佐 家 具 事 業 部 長	
寺 本 将 憲	取 締 役	営 業 本 部 長 補 佐 家 電 事 業 部 長	(株)mhエンタープライズ 代表取締役会長 三發電器製造廠有限公司董事長 三發電器製品(東莞)有限公司董事長
樋 口 功	取 締 役 (監査等委員・常勤)		
今 井 靖 容	取 締 役 (監査等委員)		日本放送協会関連団体事業活 動審査委員会外部委員 (株)J-オイルミルズ社外取締役
水 上 洋	取 締 役 (監査等委員)		エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)樋口功氏は、長年にわたり当社の財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
3. 取締役(監査等委員)今井靖容氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)水上洋氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、報告の受領や会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えられるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の定めに基づき、当社と、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 役員報酬制度

①役員報酬制度の基本方針

- ・当社の経営理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。
- ・透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定します。

②役員報酬の構成

- ・監査等委員でない取締役の報酬については、生活基礎給に該当する基礎報酬に単年度の業績連動分を加味した固定月額報酬(基本報酬)、単年度の業績連動分で構成される役員賞与、および中長期インセンティブとして、役員就任時にその役位に応じて交付される特定譲渡制限付株式報酬から構成されます。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、業務執行取締役である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性を加減した固定月額報酬を原則とし、監査等委員会の協議の上、決定します。なお、取締役としての責務に鑑み、中長期インセンティブとして、監査等委員でない取締役と同等分の特定譲渡制限付株式を付与します。

③業績連動の仕組み

- ・監査等委員でない取締役に支給する役員賞与については、単年度の連結経常利益の水準および担当職務の業績評価に応じて変動する仕組みとしています。

④中長期インセンティブ

- ・中長期インセンティブとして、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、特定譲渡制限付株式を役位に応じて交付します。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
監 査 等 委 員 で な い 取 締 役	8 名	116 百万円
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	3 名 (2 名)	35 百万円 (21 百万円)
合 計	11 名	151 百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない。)と決議いただいております。また、当報酬限度額とは別枠として、監査等委員でない取締役に対して特定譲渡制限付株式に関する報酬額につき、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において年額2千5百万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。また、当報酬限度額とは別枠として、監査等委員である取締役に対して特定譲渡制限付株式に関する報酬額につき、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において年額1千万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・役員賞与
監査等委員でない取締役 8 名 4 百万円
 - ・特定譲渡制限付株式報酬額
監査等委員でない取締役 8 名 12 百万円
監査等委員である取締役 3 名 3 百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	日本放送協会関連団体事業活動 審査委員会外部委員 (株) J-オイルミルズ社外取締役	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	12回／12回	13回／13回	取締役会において、公認会計士としての専門的知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、経営全般ならびに専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	12回／12回	13回／13回	取締役会において、弁護士としての専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、経営全般ならびに専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 優成監査法人は2018年7月2日をもって太陽有限責任監査法人と合併し、存続監査法人は太陽有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人および社内関係部署からの資料の入手および報告の聴取を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス経営（法令遵守および企業倫理の確立等）を基本とし、当社の取締役および使用人、子会社の取締役および使用人（以下、「当社グループの従業者」という。）が法令、定款その他の社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」を定める。その目的を達成するためグループ全体を対象とするコンプライアンス規定を制定、同規定に基づき当社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、その周知徹底と遵守の推進を図る。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置き、コンプライアンス体制の構築、維持向上を積極的に推進する。なお、コンプライアンスに関する知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成するため、計画的にコンプライアンス研修を行うこととしている。

当社グループの従業者は、法令・定款違反、社内規定違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、または行われていることを知ったときは、職制またはコンプライアンスヘルプラインを通じて当社の代表取締役へ報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講ずる。なお、コンプライアンスヘルプラインの通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者保護を社内規定に明記し、透明性を維持しつつ的確な対処ができる体制を維持する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を取締役会規定、文書管理規程その他の社内規定およびそれに関する運用管理マニュアルに従い適切に保存し、管理する。

各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して、顕在化しうるリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行う。

当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、それに対応する小委員会を設置し、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施する。

リスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合においては、危機管理基本マニュアルに従って危機対策本部を設置し、危機に即応した損害軽減、応急対策等の必要な施策を実施する。なお、危機対策本部事務局は、突然急変する自然災害などの危機事象に対して迅速に対応するために常設機関として設置される。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職制規定に基づき職務分掌および職務権限・責任を明確化し、取締役会規定、EXECUTIVE COMMITTEE規定、稟議規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に職務が執行される体制とする。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および年度予算に基づき各業務ラインにおいてその目標達成に向けて具体策を立案し実行する。

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を担う監査等委員でない取締役との役割分担を明確にする。執行役員は、要請に応じて取締役会において適宜業務報告を行うとともに、監査等委員でない取締役との経営情報および業務運用方針の共有化を図る。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部監査室等の機関において、当社グループの企業集団に内在する諸問題および重大なリスクを伴う統制事項を取り上げ、グループ全体の利益の観点から協調して調査および監査を行い、管理本部等所管部門と連携し企業集団における情報の共有および業務執行の適正を確保することに努める。

⑥ 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については、関係会社管理規則および協議事項規程の定めに基づき、国内子会社は経営企画本部経営企画室に、海外子会社は管理本部に報告あるいは協議を求める体制とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規定の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求めることができる。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の内部監査室等の機関の調査および監査の結果により子会社に損失の危険が発生または予測される場合には、遅滞なく取締役会、監査等委員会および担当部門へ報告される体制とする。

子会社は、子会社の決裁区分を定められた協議事項規程に基づき、一定以上の重要な経営事項の決定については、事前に当社の承認を得る体制とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規定の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる体制とする。

⑧ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の職制規定に基づき、経営企画本部経営企画室が国内子会社、管理本部が海外子会社の経営管理全般を統括することを通じて、子会社の業務執行を管理・監督するとともに、適宜必要な助言指導を行う体制を確保する。

また、各子会社の経営には、その自主性を尊重しつつも、当社が定めた関係会社管理規則や協議事項規程等の意思決定ルールの遵守を通じて、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制とする。

⑨ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査室に専従者および専門知識を有する兼務者を配置し、監査等委員の求めに応じて、これら使用人に監査等委員の職務を補助させる。

⑩ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の専従者の異動は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑪ 監査等委員会による補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の職務を行う際は、内部監査規定に従い、監査等委員会からの指揮命令に直接服するものとする。

⑫ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、コンプライアンス規定に基づき、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

取締役および使用人は、当社の事業・組織に重大な影響を及ぼす決定および内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

⑬ 子会社の取締役および使用人その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社は、コンプライアンス規定に基づき、子会社の取締役および使用人その他これらの者から以下に掲げる事項に関する報告を受けた者は、職制を通じて、国内子会社は経営企画本部経営企画室経由、海外子会社は管理本部経由で監査等委員会に報告する体制とする。

また、職制を通じた報告が難しい場合には、コンプライアンスヘルプラインを用いて当社の代表取締役等に報告することができる体制とする。

- ア. 当社および当社グループに関する重要な事項
- イ. 当社および当社グループに損害を及ぼす恐れのある事項
- ウ. 法令・定款等の違反事項
- エ. 経営状況として重要な事項
- オ. 内部監査の結果
- カ. 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑭ 当社グループの従業員その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規定において、当社グループの従業員に前項に掲げた事項に係る報告をすること（通報）を義務付けすると共に、報告したこと（通報）を理由として不利な取扱いを行わないことを明確に定める体制とする。

⑮ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、自己の職務執行に係る費用の前払い等の請求を求めたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用あるいは債務が当該監査等委員の職務の執行に必要と認められるものについては、速やかに処理するものとする。

当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等を支弁するために必要な予算を毎年設けるものとする。

⑯ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役が監査等委員と可能なかぎり会合を持つことで経営情報の共有化を深めるとともに、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図る体制とする。

監査等委員は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に説明を求めることができる。

監査等委員会と内部監査室および会計監査人は、相互緊密に連携を保ち、定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査体制を確保する体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

- ① 当社は、コンプライアンス経営重視の観点から、個人情報保護法、下請取引法、景品表示法など当社業務に関わる様々な法令を遵守するため、法令ごとにコンプライアンスプログラム(CP)を策定し、それぞれ現状把握のための調査、調査結果に基づく教育・研修あるいは問題点があればそれに対する改善策の検討などの各種施策を年間スケジュールに落とし込んでいます。当事業年度においては、これら各CPが定める全ての施策を予定通り実施いたしました。
- ② 当社は、ガバナンス体制強化の観点から、取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施するために必要な事項を定めた「取締役会評価に関する規程」を制定し、2019年度からの施行を予定していますが、2018年度はトライアルとして、取締役に対するアンケート調査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。株主の皆様に対する配当につきましては、各会計年度の業績に応じて実施することを基本としつつ、企業体質の強化、将来の事業展開や新商品開発を積極的に推進するための内部留保の充実と安定的配当も念頭に入れた上で、総合的に判断し決定することとしており、現状は、30%程度の配当性向を目処としております。

② 配当決定に関する基本方針

当社グループは、2013年3月期より、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当等の決定機関は、2012年6月28日開催の第63回定時株主総会の決議により定款が変更され、中間配当は元より、期末配当についても取締役会に授権されております。

上記基本方針の下、2019年3月期の期末配当につきましては、1株当たり100円とすることを、2019年5月28日開催の取締役会で決議いたしました。この結果、2019年3月期の年間配当は、中間配当1株当たり60円と併せて、前期と同額となる1株当たり160円となりました。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(18,341,156)	流動負債	(11,655,588)
現金及び預金	4,773,517	支払手形及び買掛金	2,303,170
受取手形及び売掛金	5,722,462	短期借入金	5,510,050
有価証券	45,679	1年内返済予定の長期借入金	950,000
商品及び製品	6,678,439	リース債務	2,708
仕掛品	52,112	未払法人税等	340,106
原材料及び貯蔵品	177,098	賞与引当金	367,504
前渡金	320,511	役員賞与引当金	4,950
前払費用	186,197	未払金	1,165,431
その他の流動資産	389,615	未払費用	426,092
貸倒引当金	△4,478	未払消費税等	99,279
		その他の流動負債	486,295
固定資産	(6,890,452)	固定負債	(1,107,431)
有形固定資産	(2,366,938)	長期借入金	250,000
建物及び構築物	1,248,644	リース債務	8,041
機械装置及び運搬具	177,201	繰延税金負債	495,642
工具・器具及び備品	229,843	再評価に係る繰延税金負債	70,058
土地	665,828	退職給付に係る負債	156,368
リース資産	10,576	役員退職慰労引当金	49,385
建設仮勘定	34,844	その他の固定負債	77,934
無形固定資産	(861,792)	負債合計	12,763,020
投資その他の資産	(3,661,721)	〔純資産の部〕	
投資有価証券	2,845,020	株主資本	(10,998,293)
長期貸付金	13,221	資本金	1,000,914
繰延税金資産	137,154	資本剰余金	674,460
破産更生債権等	844	利益剰余金	9,736,100
その他の投資	707,854	自己株式	△413,182
貸倒引当金	△42,374	その他の包括利益累計額	(1,342,519)
資産合計	25,231,609	その他有価証券評価差額金	1,338,491
		繰延ヘッジ損益	△52,045
		土地再評価差額金	158,741
		為替換算調整勘定	△102,668
		新株予約権	(100,537)
		非支配株主持分	(27,238)
		純資産合計	12,468,588
		負債純資産合計	25,231,609

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		42,513,022
売上原価		30,384,559
売上総利益		12,128,463
販売費及び一般管理費		11,376,323
営業利益		752,140
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	59,725	
為替差益	24,496	
補助金の収入	19,760	
その他の	22,910	
営業外費用		126,892
支払利息	38,770	
デリバティブ評価損	7,784	
その他の	5,148	
経常利益		51,703
特別利益		827,329
特定資産売却益	4,048	
特別損失		4,048
特定資産除却損	16,600	
賃貸契約解約損	16,449	
減損	8,650	
その他の	5,234	
税金等調整前当期純利益		46,935
法人税、住民税及び事業税	577,976	
法人税等調整額	6,612	
当期純利益		784,442
非支配株主に帰属する当期純利益		584,589
親会社株主に帰属する当期純利益		199,852
		4,045
		195,806

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(13,244,361)	流動負債	(9,333,697)
現金及び預金	1,206,971	買掛金	1,591,836
受取手形	20,833	短期借入金	5,594,008
売掛金	4,253,238	1年内返済予定の長期借入金	950,000
商材	1,882,501	リース負債	2,708
未収入品	320,618	未払金	682,610
短期貸付金	7,635,268	未払法人税等	217,183
前払費用	86,994	未払消費税等	38,002
その他の流動資産	71,044	賞与引当金	132,000
貸倒引当金	△2,233,108	役員賞与引当金	4,400
固定資産	(6,233,293)	デリバティブ負債	10,414
有形固定資産	(1,240,314)	その他の流動負債	110,532
建物	776,612	固定負債	(883,762)
構築物	12,340	長期借入金	250,000
機械及び装置	837	繰上金	8,041
車両及び運搬具	6,258	繰延税金負債	471,605
工具・器具及び備品	18,108	再評価に係る繰延税金負債	70,058
土地	415,579	退職給付引当金	79,756
リース資産	10,576	その他の固定負債	4,300
無形固定資産	(802,081)	負債合計	10,217,459
借地権	188,282	〔純資産の部〕	
電話加入権	799	株主資本	(7,663,540)
ソフトウェア	612,999	資本剰余金	(1,000,914)
投資その他の資産	(4,190,897)	資本準備金	(674,460)
投資有価証券	2,845,020	その他の資本剰余金	645,678
関係会社株式	1,234,456	利益剰余金	28,782
関係会社出資金	29,960	利益準備金	(6,401,347)
長期貸付金	13,073	利益準備金	217,110
破産更生債権等	844	その他の利益剰余金	6,184,237
長期未収入金	31,419	別途積立金	1,900,000
長期前払費用	14,400	繰越利益剰余金	4,284,237
その他の投資	64,095	自己株式	(△413,182)
貸倒引当金	△42,373	評価・換算差額等	(1,496,117)
資産合計	19,477,655	その他有価証券評価差額金	1,338,491
		繰延ヘッジ損益	△1,115
		土地再評価差額金	158,741
		新株予約権	(100,537)
		純資産合計	9,260,196
		負債純資産合計	19,477,655

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,722,373
売 上 原 価		20,325,917
売 上 総 利 益		3,396,456
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,646,636
営 業 損 失		△250,180
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	54,715	
受 取 配 当 金	550,194	
為 替 差 益	32,619	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	5,019	642,549
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,726	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	904	42,630
経 常 利 益		349,738
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	273	
減 損 損 失	3,066	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	180,000	183,340
税 引 前 当 期 純 利 益		166,397
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	278,594	
法 人 税 等 調 整 額	14,979	293,573
当 期 純 損 失		△127,175

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社 三栄コーポレーション

取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 鶴 見 寛 ㊞

公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三栄コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鶴 見 寛 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三栄コーポレーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査計画、職務の分担等に従い、内部監査室及びその他内部統制所管部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、重要な決裁書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

株式会社三栄コーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 樋口 功 ㊞

監査等委員 今井 靖容 ㊞

監査等委員 水上 洋 ㊞

(注) 監査等委員今井靖容及び水上洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員(8名)が任期満了により退任となります。次年度につきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、監査等委員でない取締役7名の選任をお諮りするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案の内容に異議がない旨のご意見をいただいております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。（※印は新任の候補者）

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
	こ ばやし のり ゆき 小 林 敬 幸 (1956年8月23日生)	1980年 4 月 当社入社 2003年 6 月 当社執行役員 2004年 6 月 当社取締役 2008年 4 月 当社営業本部長 2009年 1 月 当社常務取締役 2010年 1 月 当社専務取締役 2011年 1 月 当社代表取締役社長(現)	20,710株
1	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 小林敬幸氏は、入社以来、海外営業を中心に営業部門に従事し、その豊富な業務経験を基に卓抜した実績を挙げ、2004年に取締役、2011年には代表取締役社長に就任しました。2015年度には、当社グループ歴代第2位の連結売上高と同第1位の連結経常利益を実現するなど、優れた経営手腕を有しております。また、営業面のみならず、攻めのガバナンス態勢の構築を含めて、管理面の強化にも経営者として大所高所から指導力を発揮するなど、バランス感覚にも優れ、当社の経営者に相応しい人格・識見を兼ね備えております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
2	しば た わたる 柴 田 渉 (1960年9月25日生)	1985年 4 月 当社入社 2006年 4 月 三栄洋行有限公司董事長 2007年 6 月 当社執行役員 2008年 4 月 当社営業本部副本部長 TRIACE LIMITED董事長 2008年 6 月 当社取締役 2011年 4 月 当社経営企画室副室長 2012年 2 月 (株)ビルケンシュトックジャパン(現(株)ベネクシー)代表取締役社長 2017年 6 月 当社常務取締役(現) 当社関連事業本部長 (株)L&Sコーポレーション代表取締役会長 2018年10月 (株)ベネクシー代表取締役会長(現) (株)L & Sコーポレーション代表取締役社長(現)	15,700株
〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 柴田渉氏は、入社後、当社グループの二大事業の一つであるOEM事業に従事し、国内外で豊富な営業経験と高い専門的知識を身に付けました。その後、2008年の取締役就任に相前後して、国内外の最重要関係会社社長を歴任、国際感覚の醸成とともに、優れたマネジメント能力に磨きを掛けました。また、国内ブランド販売会社の経営経験を通じて、当社グループのもう一つの事業であるブランド事業に関する知見も有しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株数
3	さ の まさ ひこ 佐野 雅彦 (1962年9月25日生)	1986年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社服飾雑貨事業部長(現) 2010年 6 月 当社執行役員 2011年 4 月 当社営業本部長補佐 2011年 6 月 三暉国際貿易(上海)有限公司董事長 2012年10月 (株)L&Sコーポレーション代表取締役会長 2015年 6 月 当社取締役(現) 2016年 7 月 当社営業本部副本部長 2019年 4 月 当社営業本部長(現)	11,300株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 佐野雅彦氏は、入社以来、長年に亘って当社の代表的なOEM事業の一つである服飾雑貨事業に従事し、同事業に係る高い専門的な知識と豊富な経験を有しております。現在は、服飾雑貨事業部長として、同事業の拡大発展に尽力するだけでなく、営業本部長として、当社グループの営業活動全般を統括する重責を果たしております。また、これまでの数多くの海外拠点経営に基づく優れた国際感覚と豊富なマネジメント経験にも定評があります。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株数
4	た やま けい いち 田 山 敬 一 (1960年2月7日生)	1982年 4 月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2006年 1 月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)ロンドン支店副支店長 2009年 6 月 ポーランド三菱東京UFJ銀行(現MUFG Bank (Europe) N.V.S.A.,ポーランド支店)ジェネラルマネージャー兼副頭取 2012年 7 月 当社入社 当社社長室副室長 2013年 1 月 当社関連事業本部長補佐 2013年 4 月 当社社長室長 2013年 6 月 当社執行役員 2015年 3 月 三栄貿易(深圳)有限公司董事長 三暉国際貿易(上海)有限公司董事長 2015年 4 月 当社関連事業本部長 2015年 6 月 当社取締役(現) 2017年 7 月 当社経営企画本部長(現)兼経営企画室長(現)	10,500株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 田山敬一氏は、入社以来、社長室長、関連事業本部長、経営企画本部長を歴任し、中期経営計画や新人事制度の企画立案、あるいは関係子会社の経営管理に主体的に取り組むとともに、機関投資家や個人投資家向けを中心に積極的なIR活動に注力するなど、前職における豊富な国際経験やマネジメント経験を活かしながら、広範に亘る職責を積極的に主導してきております。また、2015年には取締役に就任し、積極的な発言を通じて、優れた経営手腕を発揮してきております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株数
5	みず こと まさ き 水 越 雅 己 (1957年4月18日生)	1981年 4 月 住友商事(株)入社 2000年 6 月 住商オットー(株)(現オットージャパン(株)) 取締役 2004年 6 月 (株)オリエンタルダイヤモンド代表取締役社長 2004年10月 (株)トレセンテ代表取締役社長 2008年12月 住商ネットスーパー(株)取締役 2014年 5 月 当社入社 2015年 1 月 当社営業本部長補佐(現) 当社家具事業部長(現) 2016年 6 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社取締役(現)	6,800株
	〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 水越雅己氏は、入社以来、ほぼ一貫して家具事業に従事しております。2015年には家具事業部長に就任し、前職における豊富なマネジメント経験を活かしながら、当社の代表的なOEM事業の一つである家具事業の更なる発展に主体的に取り組んできております。また、2017年には当社取締役に就任、経営全般に係る豊富な識見に基づき、取締役としての職務と責任を誠実かつ適切に遂行しております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	てらもとまさのり 寺本将憲 (1965年4月15日生)	1989年 4 月 当社入社 2011年 7 月 三發電器製品(東莞)有限公司總經理 2011年 9 月 三栄貿易(深圳)有限公司東莞分公司總經理 2015年 4 月 三栄洋行有限公司董事長 2015年 5 年 三栄貿易(深圳)有限公司總經理 2016年 6 月 当社執行役員 三發電器製造廠有限公司總經理 2017年 4 月 当社営業本部長補佐(現) 当社家電事業部長(現) 三發電器製造廠有限公司董事長(現)兼總經理 三發電器製品(東莞)有限公司董事長(現)兼總經理 2017年 6 月 当社取締役(現) 2018年 3 月 ㈱mhエンタープライズ代表取締役会長(現)	3,900株
〔監査等委員でない取締役候補者とした理由〕 寺本将憲氏は、入社以来、一貫して家電事業に従事しています。特に、当社の在中国家電製品製造現法において、製造現場から現法経営まで、20有余年に及ぶ工場現法の勤務経験を有しており、長年に亘って培ってきた家電事業の高い専門知識に加えて、経営者としての優れたバランス感覚と誠実な人柄も兼ね備えております。2017年には家電事業部長、さらには取締役就任し、以降、家電事業全体をけん引する重責を担ってきております。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、引き続き同氏を取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株数
7	※ 高橋哲也 (1962年1月9日生)	1984年 4 月 (株)東京銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行 2009年11月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)台北支店長 2011年 8 月 同社国際コンプライアンス統括部部長(特命) 2012年 1 月 同社国際管理部部長 2012年 5 月 同社国際オペレーション統括部部長 2015年10月 当社入社 当社関連事業本部長補佐 2016年 9 月 TRIACE LIMITED董事総経理 2017年 4 月 三暉国際貿易(上海)有限公司 董事長(現) 三栄貿易(深圳)有限公司董事長(現) 三栄洋行有限公司董事長(現) 2017年 6 月 当社執行役員(現) 当社管理本部副本部長(現) 2019年 3 月 TRIACE LIMITED董事長兼総経理(現)	1,600株
	【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 高橋哲也氏は、入社以来、前職における豊富な国際経験を活かしながら、関連事業本部、管理本部において、当社グループ海外管理業務のレベルアップに精力的に取り組んできております。なお、2015年9月末に発生した当社連結子会社台湾事務所の火災事故に関して、事後対応の現場最高責任者として、適確な判断と迅速かつ適切な行動により、当社グループの想定被害額を最小限に留めることができたことは、特筆すべき功績であります。こうしたことに鑑み、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を実現するため、同氏を取締役候補者とするものであります。		

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員(3名)が任期満了により退任となりますので、改めて、監査等委員である取締役3名の選任をお諮りするものであります。

なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	清水 誠二 (1955年10月6日生)	1978年 4 月 (株)東京銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2004年 4 月 (株)東京三菱銀行現(株)三菱UFJ銀行) 市場事務部長 2007年 6 月 当社入社 当社管理本部長(現) 当社執行役員 2008年 6 月 当社取締役 当社CCO(現) 2011年 3 月 三栄興産(株)代表取締役社長 2013年 6 月 当社常務取締役(現)	18,000株
	〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 清水誠二氏は、入社以来、当社および当社グループの管理部門を統括する管理本部長およびチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、社内コンプライアンス意識の向上、コンプライアンス経営の推進、内部統制体制の構築、維持向上、さらには、攻めのガバナンス態勢の構築と実践的な運用に向けて、真摯かつ精力的に取り組んできております。バランス感覚に優れ、誠実かつ慎重な人柄ですが、一方で進取の精神も旺盛です。こうしたことに鑑み、当社のガバナンス態勢のさらなる向上のため、同氏を常勤の監査等委員である取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 株 社 式 の 数
2	いま い やす ひろ 今 井 靖 容 (1952年4月11日生)	1982年 8 月 公認会計士登録 1994年 5 月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)社員 2001年 5 月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2002年 7 月 日本放送協会監査責任者 2005年 4 月 千葉市包括外部監査人 2008年 4 月 千葉県包括外部監査人 2014年 7 月 日本放送協会関連団体事業活動審査委員会外部委員(現) 2015年 6 月 (株)J-オイルミルズ社外取締役(現) (2019年6月26日退任予定) 当社社外取締役(監査等委員)(現)	300株
〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕 今井靖容氏は、公認会計士として、企業会計・税務等に豊富な経験と専門的識見を有されております。2015年6月より、当社の社外取締役(監査等委員)として、企業会計の適法性・公正性に関する助言等を行うとともに、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たされております。当社のガバナンス態勢のさらなる向上のため、引き続き、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とさせていただきます。なお、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が独自に定める独立性基準を全て充たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、引き続き、独立役員としての役割を担っていただく予定です。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 株 社 式 の 数
	みず かみ ひろし 水 上 洋 (1968年5月9日生)	1995年 4 月 弁護士登録 2002年 6 月 高千穂電気(株)(現エレマテック(株)) 社 外監査役(現) 2015年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現) 2016年 3 月 GMOクラウド(株)社外取締役(監査等 委員)(現)	300株
3	〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕 水上洋氏は、弁護士として企業に関する法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。2015年6月より、当社の社外取締役(監査等委員)として、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行うとともに、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たされております。当社のガバナンス態勢のさらなる向上のため、引き続き、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とさせていただきます。なお、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が独自に定める独立性基準を全て満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、引き続き、独立役員としての役割を担っていただく予定です。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今井靖容氏、水上 洋氏は社外取締役候補者であります。
3. 今井靖容氏および水上 洋氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、今井靖容氏が4年、水上 洋氏が4年となります。
4. 当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の定めに基づき、当社と、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上 洋氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を継続する予定であります。

＜ご参考＞ 取締役選任に関する基本方針

- ・当社は、監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とします。
- ・監査等委員でない取締役については、会社経営や当社の事業に精通し、業務執行取締役として、当社に貢献でき、かつ、人格・識見に優れている人物とします。
- ・監査等委員である取締役については、経営の監視・監督機能を担う役割を果たすとともに、会社の企業活動に助言を行なうことができる人物とします。
- ・社外取締役については、法律・財務・会計・会社経営などの専門的知識や経験があり、高い人格・識見を有する人物から2名以上選ぶこととします。
- ・社外取締役を選ぶにあたっては、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所の定める独立性の基準に反しない人物の中から、当社に相応しい人物を選ぶこととします。
- ・取締役会の構成としては、経営企画、営業部門、管理部門など、当社の事業運営に関わる専門的な識見・能力を有する取締役と、2名以上の社外取締役により取締役会を構成することを基本とします。
- ・また、多様性を重視した取締役の選任を実現するため、外国人や男女による差別は行いません。
- ・なお、透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて、定時株主総会に上程する取締役候補者を取締役会決議により決定します。

＜ご参考＞ 当社社外取締役の独立性判断基準

当社では、以下に掲げる要件を全て満たす場合に、独立性を有すると判断します。

- ・会社法が定める社外取締役の要件を満たすこと。
- ・東京証券取引所の独立性基準に該当しないこと。
- ・次に掲げる①から⑩までの要件のいずれにも該当しないこと。
 - ①現在および過去10年間に於いて当社または当社グループ各社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他部長レベルの重要な使用人等）であった者
 - ②当社の大株主（直接、間接に拘わらず、実質的に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（同上）に該当しない者
 - ③主要な取引先（当社の借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先）の業務執行者（同上）に該当しない者
 - ④主要な取引先（当社との取引が当社連結売上高あるいは連結収益の2%を超える取引先）の業務執行者（同上）に該当しない者

- ⑤主要な取引先(当社との取引高が当該取引先の年間連結取引高の2%を超える取引先)の業務執行者
- ⑥当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者には該当しない者
- ⑦当社および当社グループ各社より、年間1,000万円を超える寄付や助成を受けている者あるいは法人の業務執行者(同上)に該当しない者
- ⑧当社および当社グループの会計監査人の代表社員または社員に該当しない者
- ⑨当社の社外役員としての任期が8年を超える者
- ⑩過去3年間において、上記②～⑧に該当する者あるいはその配偶者を含む二親等以内の親族ではない者

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株式会社三栄コーポレーション
第70回 定時株主総会
会場ご案内図

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階「北斎」
電話 (03) 5611-5211 (代表)



[交通のご案内]

- J R 総武線両国駅東口・西口より徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線両国駅A1出口直結